三　前号の規定にかかわらず、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより一メートルを超える深さにのみ汚染のおそれがあると認められる地層の位置があるときには、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができること。

四　調査実施者は、前二号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心（当該単位区画の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点。以下この号及び第九項において同じ。）において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が第二号に規定する九百メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

イ　当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれがあると認められる地層の位置が明らかでない場合　次に掲げる土壌

(1)・(2)　（略）

ロ　当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれがあると認められる地層の位置が明らかである場合　この号イの土壌のうち当該地層内にある土壌（この号イの土壌が当該地層内にない場合にあっては、当該地層内の任意の位置の土壌）

五　前号イ(1)の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

六　（略）

2　前項の規定にかかわらず、第三条第一項の規定により把握した情報により、調査対象地に盛土又は埋め戻し（次の各号に掲げる要件を満たした土壌により行われたものに限る。以下「自然由来盛土等」という。）に使用した土壌がある場合には、当該土壌について、次項に定めるところにより、試料採取等を行わなければならない。

一　調査対象地と専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の汚染のおそれがある土壌が地表から十メートルまでの深さより浅い位置に分布している土地の土壌であること。

二　次のいずれかに該当する土壌であること。

イ　自然由来盛土等に係る調査対象地からの距離が九百メートル未満である土地から掘削した土壌であること。

ロ　当該土壌の掘削を行った土地が、次の表の上欄に掲げる汚染状態である場合において、調査対象地が、それぞれ同表の下欄に掲げる汚染状態であることが第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果その他の情報により確認されていること。

盛土又は埋め戻しに使用した土壌の掘削を行った土地の汚染状態	調査対象地の汚染状態
土壌溶出量基準に適合しないものであって、土壌含有量基準に適合するもの	土壌溶出量基準に適合しないものであって、土壌含有量基準に適合するもの又は土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの

（新規）

二　調査実施者は、前号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。

イ　当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかでない場合　次に掲げる土壌

(1)・(2)　（略）

ロ　当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合　この号イの土壌のうち当該地層内にある土壌（この号イの土壌が当該地層内にない場合にあっては、当該地層内の任意の位置の土壌）

三　前号（同号イ(1)に係る部分に限る。）の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

四　（略）

（新規）